

# 「With コロナに向けた合理的な感染対策への見直し等に資する個別研究」 仕様書（請負）

2023年4月17日

## 1. 目的

株式会社三菱総合研究所（以下、事務局）が受託している内閣官房「With コロナに向けた合理的な感染対策への見直し等に資する調査研究業務」の一環として、「With コロナに向けた合理的な感染対策への見直し等に資する個別研究」（以下、本業務）を実施する。

本業務では、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染防止対策と経済活動の両立を図るため、「感染状況分析・シミュレーション」、「With コロナでの適切な感染対策」に資する研究を実施し、その結果を社会実装するための検証等を行う。

## 2. 実施事項

専門家委員会等の助言・指導のもと、研究計画に記載した内容を実施する。

### (1) 研究の実施

「研究計画書」に従って、採択されたりサーチクエッション（RQ）に応じて、以下の通り進めること。

- 「RQ1：感染状況分析・シミュレーション」を実施している場合は、各週で開催される定例打合せにおいて研究の進捗を報告し、ディスカッションに参加すること
- 「RQ2：With コロナでの適切な感染対策」を実施している場合は、月に1回程度事務局等に進捗を共有すること

なお、進捗報告に用いる資料は、公表することを前提に、前提知識のないものでも理解ができるように取りまとめること。

### (2) 成果の取りまとめ

研究結果を報告書として取りまとめること。報告書は日本語・英語の双方で作成すること。

### (3) その他留意事項

本調査研究業務内で実施する取組についても積極的に協力するものとし、事務局にて成果の取りまとめを行う際には積極的に協力すること。

## 3. 納入成果物

本業務で作成した全ての作成物を電子ファイル（DVD-R 等のメディアによる提出も可）で納品すること。

- (1) 報告書（日本語・英語） 一式
- (2) シミュレーションのアルゴリズムやプログラム等 一式
- (3) 使用したデータ（本事業において新規に取得したものや内閣官房が提供したデータを加工したもの。データの取得条件、使用方法（第三者が利用できるための手引き）も併せて提出すること）ただし、内閣官房が成果物として指定しない場合にはこのかぎりではない  
一式
- (4) その他補足資料 一式

## 4. 成果提出場所

(株)三菱総合研究所 デジタル・イノベーション本部 ICT・メディア戦略グループ

## 5. 遵守事項

研究者は、以下を含む情報セキュリティ対策を実施すること。

- (1) 本業務の実施に当たり、研究者又はその研究チームのメンバー、本業務の役務の内容の一部を再委託する先、若しくはその他の者による意図せざる不正な変更が情報システムのハードウェアやソフトウェア等に加えられないための管理体制が整備されていること。
- (2) 情報セキュリティインシデントへの対処方法が確立されていること。
- (3) 情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況を定期的に確認し、必要に応じて弊社へ報告すること。
- (4) 情報セキュリティ対策の履行が不十分である場合、速やかに改善策を提出し、弊社の確認を受けた上で実施すること。
- (5) 弊社が求めた場合に、速やかに情報セキュリティ監査を受入れること。

## 6. 知的財産権等

- (1) 本業務で制作される一切の成果物について、著作権法第 27 条及び 28 条に定める権利を含む全ての著作権は、最終的に (株)三菱総合研究所の顧客である内閣官房に譲渡し、内閣官房が独占的に使用するものとする。
- (2) 研究者は、本業務において発生する全ての著作者人格権を行使せず、また、第三者に行使させないものとする。
- (3) 成果物に第三者の権利を有する著作物が含まれている場合、(株)三菱総合研究所または内閣官房が特に使用を指示した場合を除き、研究者は当該著作物使用に際して、費用負担を含む一切の使用許諾条件等につき、事前に了承を得ることとし、内閣官房は既存の著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。
- (4) 本件仕様書に基づく業務に関して、第三者との間で著作物に関わる権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら(株)三菱総合研究所の責に寄与する場合を除き、受注者は自らの責任と負担について一切の処理を行うこととする。

## 7. 受注者及び研究者の知的財産権等

- (1) 前条の規定に関わらず、研究者が、次の各号をいずれも約した場合、内閣官房は、当該研究者による本業務の成果に係る産業技術力強化法施行令第 2 条第 1 項の権利（以下「特許権等」という。）は、当該研究者から譲り受けないこととする。
  - ① 受注者又は当該研究者は、本業務の成果に係る特許権等が得られた場合には、遅滞なく、内閣官房にその旨を報告すること。
  - ② 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該特許権等を利用する権利を国に許諾すること。
  - ③ 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。
  - ④ 当該特許権等の移転又は当該特許権等を利用する権利であって産業技術力強化法施行令第 2 条第 2 項で定めるものの設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、合併又は分割により移転する場合及び当該特許権等の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令第 2 条第 3 項で定める場合を除き、あらかじめ国の承認を受けること。

以上